

報 道 資 料

発表日：平成30年4月24日
所 属：福祉医療部医療政策局薬務課
担 当：薬物監視係 松本、美並、松岡、岡
電 話：0742-27-8664
内 線：3174, 3175

平成30年度不正大麻・けし撲滅運動の実施について

[趣旨]

大麻やけしは、大麻取締法及びあへん法により原則として栽培が禁止されていますが、依然として乱用目的で不正に栽培する者が後を絶たない状況にあります。

本運動では、不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するために、広く県民に大麻・けしについて正しく理解していただくと共に大麻やけしの発見・除去を行います。

[実施期間]

平成30年5月1日から平成30年6月30日まで

[実施機関等]

主 催 奈良県
協 賛 奈良県警察本部

[事業概要]

(1) 不正大麻・けしの発見、除去

奈良県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課と密接な連携を保ちながら、不正栽培及び自生の大麻・けしの発見、除去を行います。

また、県民等からの情報提供により発見、除去に努めます。

(2) 正しく理解していただくための広報、啓発

ポスター「不正大麻・けし撲滅運動」、リーフレット「けし・大麻の見分け方」を警察署、市町村、各関係機関に配布し、大麻・けしに関する正しい知識の普及に努めます。

[平成29年度不正栽培及び自生の発見及び除去状況]

不正けしと理解せずに園芸用等として栽培されていたものを発見し、栽培者には関係法令を遵守するよう指導を行うと共に、そのすべてを除去しました。

発見、除去件数： 2件 68株

[通報のお願い]

不正栽培又は自生している大麻やけしを発見した場合は、下記まで連絡をお願いします。

<連絡先>

奈良県福祉医療部医療政策局薬務課 薬物監視係
0742-27-8664